



2016年3月14日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡 伸一 様

## ミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業 次期開発区域の住民移転計画に関する質問書

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

代表理事 福田健治

現在、貴機構が協力準備調査を実施中のミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業（2,000ヘクタール）については、「区画 2-1 に関する移転作業計画（Zone B における 100 ヘクタール初期開発区域）ドラフト版（英語名：Resettlement Work Plan (RWP) for Area 2-1 (The 100ha Initial Development Area of Zone B) [DRAFT]）」（以下、区画 2-1 に関する RWP ドラフト版）が現地、および、ティラワ SEZ マネージメント委員会ホームページ<sup>1</sup>で公開され、1 ヶ月のパブリック・コメント受付期間が設けられていると理解しております。

しかし、弊団体が現地で聞き取りを行なったところ、区画 2-1 に関する RWP ドラフト版の策定プロセス・内容等について、懸念される点が見受けられましたので、下記の質問を提出させていただきます。ご査収の上、1 週間を目処に書面にて御回答いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

同事業の住民移転計画の策定にあたり、JICA 環境社会配慮ガイドラインの規定に則り、また、同 SEZ 早期開発区域（約 400 ヘクタール）の住民移転計画の策定・実施から得られている教訓を踏まえた適切な対応がとられていくよう、貴機構に十分ご配慮いただけることを期待しております。

### 記

質問事項：

1. 2016年3月11日時点で、区画 2-1 に関する RWP ドラフト版が公開されている事実を知らない区画 2-1 の影響住民（移転対象者、および、農地収用のみの対象者を含む）が複数みられた。すでに、パブリック・コメント受付期間が2週間程経過したと理解しているが、まずは、同 RWP ドラフト版の公開について、区画 2-1 の影響住民はもちろんのこと、同事業全体（2,000ヘクタール）の影響住民への更なる周知徹底を図るべきではないか。また、このような現状から、パブリック・コメント受付期間が実質的に十分確保されているとは言い難い状況と考えるが、いかがか。
2. 区画 2-1 に関する RWP ドラフト版の公開後、区画 2-1 の影響住民に限らない幅広い住民の参加を確保した形での同 RWP ドラフト版の内容に関する住民協議会<sup>2</sup>をいつ、どのような頻

<sup>1</sup> <http://www.myanmarthilawa.gov.mm/resettlement-plan>

<sup>2</sup> 区画 2-1 に関する RWP ドラフト版の公開前、同年2月14日に「区画 2-1 に関する RWP 第1回住民協議会」が開催されたが、区画 2-1 に関する RWP ドラフト版の公開後の住民協議会は未開催。

- 度で開催する予定か。
3. 区画 2-1 の移転対象者、および、農地収用対象者の人数は限定的であるものの、区画 2-1 内には放牧地が広がっており、多数の住民によって同放牧地が利用されている現状がある。こうした状況に鑑み、区画 2-1 に関する RWP の策定にあたっては、移転対象者、および、農地収用対象者以外の放牧地の利用住民への影響にも十分配慮し、彼らの意見・懸念が適切に反映されるべきであると考えが、いかがか。

以上

連絡先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

Cc: JICA 環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役

JICA 環境社会配慮助言委員会 各委員